

第7回 名寄市農業委員会総会（令和5年7月）会議録

日 時 令和5年7月27日（木）

午後1時15分 開始

午後1時30分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	2件	承認
第3	議案第2号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第4	議案第3号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認

第7回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	11番 上手浩幸	19番 村中洋一
3番 藤野修一	12番 林秀典	20番 小田桐正彦
4番 清水康史	13番 沼田清憲	22番 竹部裕二
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	23番 南原政幸
6番 水間健詞	15番 山上瞳	24番 鈴木英二
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	25番 越孝則
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	26番 阿部貴代美
9番 村上清	18番 中村敏夫	27番 又村裕司
10番 安達啓治		

欠席 2番 新田 司

第7回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和5年7月29日（木）午後1時15分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和5年第7回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和5年第7回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は2番 新田委員から欠席報告を受けており、委員定数26名中、委員25名の出席で
す。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますので、
総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、1番
菅原委員、3番 藤野委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、菅原委員、藤野委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号9番については、私から意見がありますので席移動のため暫時休憩します。
（13：17）

議 長： 議事を再開いたします。（13：17）
それでは**番号9番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号9番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号9番の説明をします。所在については地図の8ページをご覧ください。
真ん中の下の方に黄色のマーカーで二十六線という文字がありますが、「十」の道路を
挟んだ向かい側の辺りが所在地となります。〇〇さんについては、10年以上前に離農され
ていますが、今回宅地及び周辺の土地を処分し、息子さんの所に行かれることでの現況証
明願いとなっています。今月20日午後1時30分より、私と新田委員、藤野委員、事務
局とで現場を確認しました。ご審議の程よろしく願いします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
番号9番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
沼田会長、席移動のため暫時休憩といたします。（13：19）

議 長： 議事を再開いたします。（13：19）
続きまして、番号10番を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号10番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。番号10番について説明します。7月18日午後1時30分から住田委員、林委員、私と事務局で確認をしてきました。所在については地図の9ページをご覧ください。道道旭名寄線の二十五線沿いの交差点を東に進み、舗装道路が切れるところを左に曲がったところが所在地になります。以前は畑として利用していましたが、ここ数年は耕作しておらず現況は原野の状況と確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、武田委員より意見がありました。
番号10番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第3、議案第2号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」
を議題に供します。
番号9番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号9番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号9番について説明します。賃貸の継続となりますが、前の持ち主である〇〇さんが亡くなり、孫である〇〇さんが遺贈を受けた農地を再度賃貸するものです。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。
番号2番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 20番 小田桐です。番号2番について説明します。所在地については、名寄高校の道路を挟んで北側の農地になります。所有者は名寄に住んでおらず、農地パトロールでも耕作していないことを確認していました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号2番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第7回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(13時30分 閉会)

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____